# 株主の皆様

# 第22期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

# 【事業報告】

- ・新株予約権の状況
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

# 【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書
- · 個別注記表

# 【監査報告】

- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

上記事項は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しています。

# 株式会社アトラエ

### 新株予約権の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

					第	8		新	株	予	約	権
発	行	決	議	В			202	1年1月	₹15E	3		
新	株	予 約 枚	重 の	数							28	O個
新札	朱予約権(	の目的となる株	式の種類			(新株予		通株式 個に				
新	株 予	約権の 払	ム 込 金	亲	折株う	予約権と	引換え	に払;	込は	要した	ない	
新树	株予約権の	行使に際して出	資される則	オ産の		新	株予約	権1個	あたり	J28	0,40	0円
価				額				(1株	当た	1)1,	402F	円)
権	利	行 使	期	間	2023年2月2日か							から
11生	小山	1」	枡	[E]				203	30年	2月	1 ⊟ ā	まで
行	使	の	条	件	(注	È) 1						
			取 締	役				新株予	約権	の数	28	O個
		   取 締 役	(社外耳	网締役			目的と	こなる村	朱式数	t 5	5,00	0株
		以 が 12   (監査等委員	を除く	()					保	有者	数 2	2名
   役	<b>員</b> の	(血且守女貝   を除く)	社	外				新株	予約	権の数	数 -	一個
<sup>1又</sup>   保		で除く)	↑ユ   取 締	役				目的と	なる	株式数	数 -	-株
T木 	1月 (八) 八		以加	1又					保	有者数	数 -	-名
		H0 4	<del></del>					新株	予約	権の数	数 -	-個
			帝 李 委 員	_ 、				目的と	なる	株式数	数 -	-株
		(監査等	手 委 員	₹ /					保	有者数	数 -	-名

### (注) 1. 第8回新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、 使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社と の間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。
- (2)本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3)権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4)その他の権利行使の条件は、別途当社と割当者との間で締結した「第8回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 2. 2021年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

# ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付した新株予約権の状況

								第 1 2 回 新株予約権
発	行		決		議		$\Box$	2025年1月14日
新	株	予	約	権		の	数	6,000個
新株	卡予約権	の目的	]とな	る株芸	式の和	と数	普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新	株 予	約	権の	) 払	込	金	額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株価	₹予約権 <i>0</i>	)行使に	こ際し	て出資	<b>〕</b> され	る財	産の 額	新株予約権1個あたり72,400円 (1株当たり724円)
権	利	行		使	斯	]	間	2027年2月1日から 2035年1月12日まで
行	使	i	の		条		件	(注)
使	使 用 人 へ の 交 付 状							新株予約権の数 6,000個 目的となる株式数 600,000株 交付者数 42名

### (注) 第12回新株予約権の行使の条件

- (1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2)本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3)権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4)その他の権利行使の条件は、別途当社と割当者との間で締結した「第12回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### ② 報酬等の額

区	分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		30,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		33,178千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、提供サービスのセキュリティに関するSOC 2 保証報告書の取得に伴う事前診断業務についての対価を支払っております。

## ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要該当事項はありません。
- ⑥ 補償契約の内容の概要等該当事項はありません。

### 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2015年7月14日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について制定しております。2020年7月10日、2023年10月13日及び2024年7月10日に開催された取締役会においてその一部を改訂しております。今後も、適宜整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制システムとなるよう努めてまいります。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社の取締役及び使用人は、当社が大事にする価値観である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を率先して行う。また、コンプライアンス違反の未然防止・早期発見のため、内部通報制度を導入する。
  - ② 社内規程の禁止・制限事項に抵触した場合は、就業規則に基づき適正に処分を行う。
  - ③ 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 法令及び社内規程等に基づき、職務の執行に係る文書・情報を適切に保管・管理する。
  - ② 文書管理部署は、取締役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社の業務執行に係るリスクを識別し、「リスク管理規程」に従い適切な予防策を講じる。
  - ② 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、「リスク管理規程」に従い迅速かつ適切に対応する。
  - ③ 監査等委員会及び使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、必要に応じてリスク管理体制の見直しを進言できる。
  - ④ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、必要に応じてリスク管理体制について見直しを行う。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
  - ② 担当取締役及び各プロジェクトリーダーへの適切な権限委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
  - ③ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、より迅速な課題の把握及び改善を図る。
- 5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
  - ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
  - ② 使用人が監査等委員会の補助を行う場合は、監査等委員会の指揮命令下でのみ業務を行い、取締役(監査等委員である取締役を除く。) からの指揮命令は受けない。
  - ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会補助使用人の人事評価及び懲戒等において、不利な取扱いをしてはならない。
- 6. 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役(監査 等委員会である取締役を除く。)及び使用人に周知徹底する。
- 7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - ② 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
  - ③ 代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払又は償還の請求を行った場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求に応じる。

- 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査等委員が当社の重要課題を把握し、必要に応じて意見できるよう、取締役会の他、重要な会議に出席する機会を確保する。
  - ② 監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に説明を求めることができる。
  - ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会の監査活動が円滑に行えるよう、環境整備に配慮する。
  - ④ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士及び公認会計士等から業務に関する助言を受けることができる。
- 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関わりを一切持たないこと、拒絶することを基本方針として、「反社会的勢力排除に関する規程」の遵守を徹底する。なお、当該勢力による不当な要求を受けた場合に備えて、対応部署を設置し、弁護士や警察等外部専門機関と連携して対応にあたる。

### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に従い、 業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、当社の行動基準及び基本姿勢であ る「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令 及び社会規範の遵守を徹底するため、取締役及び使用人への意識の浸透を図っております。

内部監査については、内部監査担当が年間の内部監査計画に基づき監査を実施しております。 監査等委員会に対しては、監査等委員が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を通し て、監査等委員会の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査が実効的に行われる環境を整 備しております。また同時に、内部監査担当、監査等委員会、会計監査人の三者間による連携が 密にとれるような関係の構築を支援しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日) 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株		主	資		本	
		資本類	割 余 金	利益類	割 余 金		
	資 本 金	資本準備金	資本剰余金	その他利益剰 余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		)	合 計	繰越利益 剰余金	合 計		
当 期 首 残 高	1,331,273	1,317,273	1,317,273	2,011,082	2,011,082	_	4,659,629
当 期 変 動 額							
譲渡制限付株式報酬	65,520	65,520	65,520				131,040
剰余金の配当				△504,989	△504,989		△504,989
当 期 純 利 益				1,171,609	1,171,609		1,171,609
自己株式の取得						△1,105,300	△1,105,300
自己株式の消却				△1,105,300	△1,105,300	1,105,300	_
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	65,520	65,520	65,520	△438,681	△438,681	_	△307,641
当 期 末 残 高	1,396,793	1,382,793	1,382,793	1,572,401	1,572,401	_	4,351,988

	評価・換算	算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	12,184	12,184	653,735	5,325,549
当 期 変 動 額				
譲渡制限付株式報酬				131,040
剰余金の配当				△504,989
当 期 純 利 益				1,171,609
自己株式の取得				△1,105,300
自己株式の消却				_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△13,046	△13,046	192,228	179,181
当期変動額合計	△13,046	△13,046	192,228	△128,459
当 期 末 残 高	△862	△862	845,963	5,197,089

<sup>(</sup>注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券
    - イ. その他有価証券
      - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
      - ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券を加減する方法によっております。 ただし、外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

口. 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

### ② 棚卸資産

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物 (建物附属設備は除く) 及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~24年

工具、器具及び備品 3年~15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用)については社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、主要な取引について、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は前受金を除き概ね1ヶ月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

成功報酬型求人メディア「Green」における主な履行義務は、求人企業に対する採用支援サービスの提供であります。売上高の大部分を占める「Green」成功報酬売上については、求職者が求人企業に入社した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については返金負債とし、返金実績率に基づき、算定しております。「Green」成功報酬売上以外の売上高については、契約期間の経過とともに履行義務が充足されることから、当該期間にわたり、収益を計上しております。

組織力向上プラットフォーム「Wevox」における主な履行義務は、導入企業に対する組織や従業員のエンゲージメントを可視化するプラットフォームを契約期間にわたって提供することであります。当該履行義務は、契約期間の経過とともに充足されることから、当該期間にわたり、収益を計上しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

#### 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた「営業外費用」の「支払手数料」及び「為替差損」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外費用」の「雑損失」に含めております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
  - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 434,595千円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算(加算)一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 119,791千円 投資有価証券(投資事業組合への出資) 855,755千円 投資有価証券評価損 87.940千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等である非上場株式の取得価額は、取得時の持分純資産価額に超過収益力・経営権等を反映した実質価額に基づいて計上されていますが、財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施することとしております。減損処理を実施していない投資有価証券については、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、超過収益力等は毀損しておらず、実質価額は著しく低下していないと判断しています。なお、投資先事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となる可能性があります。

投資有価証券(投資事業組合への出資)は、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

- (3) 関係会社株式の評価
  - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 関係会社株式

178.000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等である関係会社株式の取得価額は、関係会社株式の実質価額が取得価額に比べて著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行う必要があります。これらの評価は、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された関係会社の将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。評価に用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の関係会社株式の残高は妥当であると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

13.148千円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額 2,100,000千円 借入実行残高 500,000千円 差引額 1,600,000千円

### 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引による取引高

売上高 305,669千円 販売費及び一般管理費 139,002千円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引による取引高 6,478千円

### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当事業年度	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の株 式 数
普通株式(注)	24,047,141	180,000	1,400,000	22,827,141

- (注) 普通株式の発行済株式数の増加180,000株は、譲渡制限付株式の発行による増加であります。 普通株式の発行済株式数の減少1,400,000株は、自己株式の消却による減少であります。
- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

																			\ I I=	<u> </u>
株式	の	種	類	当期	事首	年 株 ェ	度	当増	事加	業株	年式	度数	当減	事少	業株	年式	度数	当事	業年度式	要末の数
普通株	式	(注	)				_			1,4	.00,0	000			1,4	00,0	000			_

(注) 自己株式1,400,000株の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。 自己株式1,400,000株の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却であります。

# (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	' '	の 類	配 総 (	当 千	金円	の 額 )	1 株 配 (	当 た 当 円	: り 額 )	基	準	В	効	力	発	生	В
2024年11月13日 取締役会	普通株式			50	4,98	39			21	202	4年9月	30⊟	20	)244	∓12	月2	.日

# ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

		株	式(	$\overline{\Box}$	配	当	の	配当:	金の	1株	当た	- 1)								
決	議	種	-	類	原	=	資	総	額	配	当	額	基	準		効	力	発	生	$\Box$
		性	7	棋	肰		貝	(千)	円)	(	円	)								
2025年	11月13日	₹ \	<b>通株</b> :	4	∓II→	<b>金利</b>	^^	707	<i>C</i> 11			21	2021	左0日1		20	) ) E /	±11	0 🗆 1	
取締役会	슾		田休二		个山缸	立状りた	大並	707,	,041			31	202:	5年9月3	DU 🗆	20	JZ5-	<b>∓</b> I ∠	2月1	

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 793,500株

### 8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金については、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については必要に応じ銀行借入又は第三者割当増資による調達を行う方針であります。一時的な余資につきましては、普通預金により保有しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式及び上場株式並びに投資事業組合への出資等であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、全てが1年以内の支払期日であります。営業債務には、 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)があります。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
  - イ. 信用リスク (取引先の契約不履行に係るリスク) の管理

経理担当者が、取引先別に期日及び残高を確認するとともに、入金状況を各営業担当者に随時連絡しております。これにより各取引先の財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

口. 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

投資有価証券については、定期的に発行体の時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。金利の変動リスクについては、市場金利の動向を把握しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 経理担当者が、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	125,848千円	125,848千円	_

(\*) 市場価格のない株式等及び投資事業組合への出資は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

   区分	当事業年度
	(2025年9月30日)
非上場株式	119,791千円
投資事業組合への出資	855,755千円
関係会社株式	178,000千円

# (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

		1	年 以 (千円)	内	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	1 0	年 千円)	超
現金及	及び預金		4,160,5	593	_	_			- [
売	掛金		677,6	503	_	_			_ [
合	計		4,838,	196	_	_			_ [

# (注) 2. 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年	三 以 千円)	内	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	1	0 年 (千円)	超
短期借入金		500,0	000	_	_			-

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	116,064	_	_	116,064		
その他	_	_	9,784	9,784		

- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債該当事項はありません。
- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その他はSAFE投資であり、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3に分類しております。

# 9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)
繰延税金資産	
未払事業税	12,369
減価償却費	248,093
貸倒引当金	4,135
敷金償却	4,863
前払費用(長期前払費用含む)	51,262
投資有価証券評価損	131,766
契約負債	66,750
その他有価証券評価差額金	396
その他	4,055
繰延税金資産 小計	523,694
評価性引当額	△89,098
繰延税金資産 合計	434,595

<sup>(</sup>注)評価性引当額が37,467千円増加しております。この増加の主な内容は、投資有価証券評価損に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.1%
株式報酬費用	3.4%
賃上げ促進税制による税額控除	△3.2%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
評価性引当額の増減	2.0%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4%

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9,005千円増加し、法人税等調整額が9,005千円、その他有価証券評価差額金(借方)が11千円、それぞれ減少しております。

# 10. 持分法投資損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額 178,000千円 持分法を適用した場合の投資の金額 204,010千円 持分法を適用した場合の投資利益の金額 38,940千円

### 11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	当事業年度
売上高	
Green	4,425,515
Wevox	3,154,244
新規事業	54,271
顧客との契約から生じる収益	7,634,032
その他の収益	_
外部顧客への売上高	7,634,032

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び 費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
  - ① 契約負債の残高等

当社の契約残高の内訳は以下のとおりです。

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	782,982
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	677,603
契約負債(期首残高)	313,444
契約負債(期末残高)	434,186

顧客との契約から生じた債権は売掛金であります。

契約負債は、期末時点において、収益に係る財又はサービスの履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、313,444千円でありま

す。

### ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予測される契約期間が1年以内の契約及び未充足の履行義務に配分される変動対価について注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

(単位:千円)

	当事業年度
1年以内	118,285
1年超	_
合計	118,285

### 13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

190円61銭

(2) 1株当たり当期純利益

49円34銭

# 14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 15. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2025年11月11日

株式会社アトラエ 取締役会 御中

> 有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

> > 指定有限責任社員
> >  公認会計士
> >  伊藤裕
> >  之
> >
> >
> >  業務執行社員
> >  公認会計士
> >  鈴木
> >  覚
> >
> >
> >  指定有限責任社員
> >  公認会計士
> >  鈴木
> >  覚

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アトラエの2024年10月1日から2025年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要 な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠 に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性が ある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び 内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価す る。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

# 

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査人と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしまし た。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月12日

株式会社アトラエ 監査等委員会

常勤監査等委員 小 笹 留美子 印

監 査 等 委 員 戸 塚 隆 将 ⑪

監査等委員雪丸真吾印

監査等委員森 尚美印

監查等委員波田野馨子印

(注) 監査等委員小笹留美子、戸塚隆将、雪丸真吾、森尚美及び波田野馨子は、会社法第2条 第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。